

平成16年12月7日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成16年12月7日
開会 11時15分 閉会 11時35分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 永井 繁樹 副委員長 助川 順一
委員 豊島 善江 牧野 茂敏 堀川 貴庸 中野 敏勝 大野 和政
議長 本保証喜
- 4 説明員（紹介議員）
中橋友子議員 野原恵子議員
- 5 傍聴者
高野幸雄
- 6 事務局
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
- 7 審査事件
請願第2号 「利用者負担の大幅拡大などの介護保険利用負担引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願
- 8 審査結果
継続審査
- 9 審査内容 (下記のとおり)

◇審査内容

(11:15 開会)

○委員長（永井 繁樹） 只今から民生常任委員会を開催いたします。これより議事に入りますが、本日の議題につきましては本会議で本委員会に付託されました、請願第2号「利用者負担の大幅拡大などの介護保険利用負担引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願書であります。審議に入ります前に皆さんにお諮り致したいと思います。紹介議員2名がこられております、まず、紹介議員2名の方に、請願趣旨につきましては本会議で述べられておりますので宜しいかと思っておりますが、請願項目7項目につきましてはの紹介議員としての説明があれば求めたいと思っております。その説明につきまして質疑があれば各委員からお受けしたいと思っておりますが、このような方法で宜しいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（永井 繁樹） はい、それでは紹介議員であります中橋友子議員・野原恵子議員、前の方へお越し下さい。

（紹介議員2名説明員席に着席）

○委員長（永井 繁樹） それでは、紹介議員2名おられますが中橋議員の方から請願項目1番から7番について簡潔にご説明をして頂きたいと思っております。

○紹介議員（中橋友子） ご説明の機会をいただきまして有り難うございます。それでは委員長の指示に従いまして請願項目7項目について説明をさせていただきたいと思っております。まず1点目の2割ないし3割への利用料引き上げをやめること。これは現行の利用料が1割負担でありますこれを2倍ないし3倍にするという改定案であります、ご承知のように当決算委員会でも幕別町の利用率が43パーセントにとどまっている。全国的には4割程度ということですが、その1番の要因が利用料が高いために多くの高齢者が介護の必要性に応じて利用したいのだけれども、そうではなくていくら払えるかによって決まっているという現実がございます。それが結果としては保健制度の利用が4割程度でとどまっているということですから、これが更に引き上げられると更なる利用率の低下と必要な人が利用できないという現状が生まれるという子であります。2点目の住民税非課税者の利用料を3パーセントにするということですが、現時点で軽減策がとられているのは施設と在宅・低所得者あわせて利用者の6パーセントの利用料ということにとどまっています。そういうことで高く使えないという現状があることから実施団体であります地方自治体が全国で888自治体、現時点で独自の低所得者に対する住民税非課税者に対する軽減策を行って来ております。これはやはり自治体の負担ということではなくて国の制度として行うべきと考えて、このような提言になっていると思っております。3点目の介護保険施設の部屋代・食費などの利用者負担を増やさないこと。今回の改定の中でも特に大きな負担増ということになるんですが、現在の特別養護老人ホーム等の法定費用はほぼ50,000円程度であります。ここに書かれておりますように部屋代・食費代として更に一般的にホテルコストといわれているんですが5万円、また個室と相部屋というのが有るんですが相部屋でも87,000円と負担増ということが出されております。国民年金の満額受給者でも66,000円ということですから、こうゆう方たちは部屋代・食事代などが利用者負担になると最初から特養などには入れないというような状況がうまれかねません。4点目につきましては、保険料の引き上げや20歳からの徴収を止めることということです。保険料が非常に高いということは議会でも機会ある毎に示してまいりましたけれども、特に今回二十歳からの負担ということが提案として有りました。現在若い方たち・若年労働者の方たちは非常に、この不況を反映いたしまして不安定な職ということでありまして3割の方・人数にして4,170,000人の方たちが非正規労働者ということで位置付けられています。このような中で現在国民年金あるいは国民健康保険制度の中で若い人たちが年金制度に加入しない或いは国保が滞納になっているということが非常に問題となっています。結果的にそれが市町村の負担となっているわけですが、このように今回も介護保険でそれを適用するということになると国民年金や国保と同じ状況が想定されると

いうことから、これは行うべきではないというふうに請願しております。次5点目の要支援・介護度1のヘルパー利用を制限しないこと。軽度の認定者については現在ホームヘルプサービス等生活支援が行われているわけですが、これを制限するという改定内容であります。制限の理由としては・提案側としては本人の能力の実現を妨げる危険性があるというようなことで、この提案がなされております。しかし現実には現場労働者などの声の中では、実際にはきちっと介護を受けている人の方が状態が悪化していかないわけですから、今の生活の維持という点では非常に効果が大きいということで制限はすべきでないということでありまして、6点目、施設や居宅サービスの整備を国と自治体の責任で進めること。特別養護老人ホームの待機者は全国で230,000人を超えているといわれています。昨年の決算で幕別町は120人町内では60人ということでありました、老健でも17名の待機者がおりました。この施設については国は高齢者人口の1.5パーセントということを決めまして・これは全国一律でありまして北海道の遠距離あるいは冬期間積雪地帯であるとの配慮は一つも無くて、この1.5パーセントの枠内にとということで現実には今これだけの待機者がおりますが、既に特養ホームの建設費の補助は昨年から3分の2までの減額とされてしまいました。そういう状況でありますから待機者は増えていく一方でありまして、また生活支援ハウスや宅ろう所等の声も大きいわけですが、その点でも進んでいないという現状がありまして保険が真に利用されるためには、やはり整備が必要であるということでありまして、最後、障害者支援費制度との統合をやめること、7番であります。これは皆さんご承知のとおり障害者支援費制度というのは1年前にできた新しい制度であります。この制度発足当時の見込み違いということもありまして支援費制度に切り替えることによって1年間とうして約170億円の財政不足が生じたということが公表されています。でこれを解消するために介護保険制度と合体させてこれらをクリアしていくという考えのようではありますが、このことにつきましては既に障害者団体や、或いは今年の6月に全国の町村会あるいは市長会でも、これについては緊急の申し入れがありまして介護保険制度と障害者施策、それぞれ目的が異なるものを一緒にすることは馴染まない、あるいは障害者施策というのは保険制度で馴染むものではなくて飽くまでも社会保障制度としてやるべきものである。介護保険制度は4年経ちますが、支援費制度はわずか1年と、そこにいろいろな事業実施の経過のギャップがあるにもかかわらず一緒にすることには無理があるというような理由から、特別な緊急申し入れもあり行うべきでないという表明がなされているものであります。当然ここでの請願項目もそれらを実態として押さえて書かれたものと認識し提案の説明に変えさせていただきます。

○委員長（永井 繁樹） 只今、紹介議員の説明がございました。これに関わって質疑のある方おられますか。

（「なし」の声）

○委員長（永井 繁樹） 特にございませぬか。それではないということですので紹介議員の方、席へお戻りいただきたいと思っております。

（紹介議員、説明員席より退席）

○委員長（永井 繁樹） 皆さんにお諮りいたします。本来であれば直ちに審査に入るという方法もありますが、本日の本会議で付託されたばかりでありますし、只今、請願項目ということで説明受けました、各位におかれては多少の時間を必要とされ、これらについての調査研究をされる時間が必要かと思っております。そこでお諮りいたしますが、今日の審査はこの程度にとどめ、次回12月13日月曜日になりますが10時からということで民生常任委員会を予定したいと思っておりますが、このような方向で宜しいでしょうか。異論ございませんか。

（「なし」の声）

○委員長（永井 繁樹） それでは了承していただいたということで、そのような方向性にしたいと思えます。尚、お手元に有ると思いますがマスコミ等の、この請願書に関わっての資料になるであろうということで、こちらの推測で用意しました。ご自分の資料と合わせて、これを研究資料にしていきたいと思えます。

それでは、確認を致します。次回の民生常任委員会を12月13日の10時とするということで、今日の委員会を閉じたいと思えます。

ご苦労様でした。

(11:35 開会)